海藻類系統株分譲依頼書兼同意書（一般用）

分譲依頼年月日：西暦　　年　　月　　日
依頼者名（フリガナ）：　　（　　）
所属機関名：
郵便番号：〒
住所：

電話：　　FAX：
Ｅメールアドレス：
請求先：(上記機関、住所等と異なる場合にご記入ください)

下記微生物についての分譲を依頼します。
海藻類学名（KU-MACC株番号）：
研究目的（できるだけ詳しくご記入ください）：

合計株数：

分譲依頼にあたって以下の同意事項に同意いたします。
西暦　　年　　月　　日

氏名：　　印（又はサイン）

分譲依頼者が学生、非常勤職員等の場合、指導教官又は責任者は以下の欄にご記入ください。
　　年　　月　　日

指導教官又は責任者名：　　印（又はサイン）
所属機関名：
郵便番号：〒
住所

電話：　　FAX：
Ｅメールアドレス：

分譲にあたっての同意事項

1. 神戸大学海藻類系統株コレクション（Kobe University Macroalgal Culture Collection: KU-MACC）から分譲された海藻類培養株、それを増殖させたもの及び由来物（以後培養株等と記す）は教育、試験・研究および製品等の開発目的でのみ使用できます。人に直接使用することはできません。また、利用者は使用の際に、分譲された培養株に潜在的な危険性があることを認識し、その国、自治体、機関等の法令や規則を遵守しなければなりません。
2. 分譲を希望する場合は、利用者本人が分譲依頼書を提出してください。
3. 培養株等に関する知的所有権等が、分譲によって利用者へ与えられるものではありません。
4. 利用者が分譲時に示した使用目的から大幅に異なる目的に使用する場合、利用者はその旨を神戸大学海藻類系統株コレクションに書面で連絡しなくてはなりません。
5. 利用者は分譲された培養株等を第三者に分与または販売することはできません。違反があった場合は、その事実をホームページなどで公開することがあります。
6. 神戸大学海藻類系統株コレクションから分譲された株を利用した成果を発表する場合、番号の前に必ず KU-をつけた株番号を記し（例：KU-123）神戸大学海藻類系統株コレクションに保存されている株であることを明記してください。分譲された株を利用して論文発表した場合は別刷りまたはコピーを２部、神戸大学海藻類系統株コレクションにお送りください。
7. 分譲された培養株等の使用が第三者の知的所有権やその他の権利を侵害していた場合、利用者は利用者の責任によって対処しなければなりません。
8. 分譲された培養株等が、欠点、危険な特性、不具合等を有している可能性があること、あるいは特定の目的に合致しているとは限らないことを認識し、分譲された培養株等の利用によって損失が生じた場合は、利用者は利用者自らの責任で処理しなくてはなりません。
9. 利用者は､培養株を受領後､1ヶ月以内に受領報告書を神戸大学海藻類系統株コレクション宛に提出しなくてはなりません。輸送中の環境条件などにより送付された培養株が生存した状態で到着しなかった場合、利用者は神戸大学海藻類系統株コレクションに無償で再分譲を要求することができます。ただし、その時点でとりうる通常の送付方法によっては、生存状態での送付が技術的に困難であると判断される場合は、分譲をお断りする場合があります。また神戸大学海藻類系統株コレクションはその期間内であっても、利用者の過失に対しての責任は負いません。